

為アリ先時ハ評議員会ノ決議ニ依リ除名スル事アルベシ

第五章程 (組合費)

第七條

本組合員ハ組合費トシテ金高月々毎月未占ニ船内幹事若クハ本組合書記ニ由リスルモノトス  
組合費ヲ左記ニ種ニ區別ス

經濟費 基本積立金 救濟費

(一)

組合員ニシテ休職中ノ者ハ組合費ノ納入ヲ兼船迄延期スルコトヲ得

(二)

組合員ハ遠洋航路ニ月々超過スル場合ハ帰港迄要スル月數ニ分一以上ノ組合費ヲ前納ス可キモノトス

(四)

組合員ニシテ六月以上組合費納入ノ義務ヲ怠リ

先者ノ決議ニ依リ除名スルコトアルベシ

第六章程 (組合役員及職務権限)

第八條

本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

(一)

組合長 一名

(二)

組合副長 一名

(三)

部長 (各部一名) 一名

(四)

會計主任 一名

(五)

主事 若干名

(六)

書記 若干名

(七)

評議員 若干名 (右船長部一名)

(八)

幹事 若干名

(九)

顧問 若干名 部長 評議員ハ

第九條